

令和6年3月定例会 水俣市一般会計補正予算の概要

議第 1 号 【専第 1 号】 令和 5 年度水俣市一般会計補正予算（第 1 2 号）

議第 2 7 号 令和 5 年度水俣市一般会計補正予算（第 1 3 号）

（単位：千円）

会計名	補正前 予算額	2月1日専決 補正予算 (第12号)	3月補正予算 (第13号)	補正後 予算額	伸率
水俣市一般会計	16,797,403	104,324	△186,093	16,715,634	△0.5%

補正予算のポイント

2月1日専決 補正予算第12号

○住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付事業 72,886千円

低所得者支援及び定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯当たり10万円の給付金を支給します。

◆支給対象世帯

- ・基準日（令和5年12月1日）時点で、水俣市に住民票がある世帯
- ・世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者もしくは均等割のみ課税者及び均等割非課税者で構成される世帯

補正予算のポイント

2月1日専決 補正予算第12号

○住民税非課税世帯 子育て世帯給付事業	26,438	千円
○住民税均等割のみ課税世帯 子育て世帯給付事業	5,000	千円

住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯を対象とした給付に対し、18歳以下の子を世帯内で扶養されている世帯に対し、児童1人当たり5万円を加算支給します。

◆支給対象世帯

- ・基準日（令和5年12月1日）時点で、水俣市に住民票がある世帯
- ・世帯全員が令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税者もしくは均等割のみ課税者及び均等割非課税者で構成される世帯